

ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する  
適正な診療上の評価等を求める意見書

交通事故やスポーツなど、身体への強い衝撃が原因で発症する脳脊髄液漏出症は、頭痛、めまい、吐き気、倦怠感等の日常生活を大きく阻害する様々な症状を引き起こすことから、苦しむ患者の声が全国から国へ数多く寄せられていた。

そのため、厚生労働省研究班が病態の解明を進めた結果、平成28年より、同症の治療法であるブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）が保険適用となった。

しかし、同症の患者の中には、ブラッドパッチ療法の保険適用の要件（診療報酬点数表J007-2）に掲げられている「起立性頭痛を有する患者に係る者」という要件を伴わない患者が約10%いると公的な研究で報告されている。

また、その後の研究で、脳脊髄液の漏出部位は1カ所とは限らず、頸椎や胸椎部でも頻繁に起こる事が報告されており、この頸椎や胸椎部にブラッドパッチ療法を安全に行うためには、X線透視下で漏出部位を確認しながらの治療が必要であるが、現状の診療上の評価は、X線透視下にて治療を行うことが要件になっていない。

よって、国会及び政府においては、脳脊髄液漏出症の患者への公平で安全なブラッドパッチ療法の適用に向け、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 ブラッドパッチ療法の診療報酬算定要件の注釈として、「本疾患では起立性頭痛を認めない場合がある」と加えること。
- 2 ブラッドパッチ療法の診療報酬において、X線透視を要件として、漏出部位を確認しながら治療を行うことを可能にするよう、診療上の評価を改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年（2023年）10月31日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣

（提出者）民主市民連合、公明党及び日本共産党所属議員全員並びに  
山口かずさ山口かずさ議員及び未来さっぽろ成田祐樹議員